

第4章 海岸保全施設配置計画

目 次

第1節	総説	1
第2節	侵食対策施設等	1
2.1	総説	1
2.2	漂砂制御施設と養浜の分担	1
2.3	漂砂制御施設	1
2.3.1	施設の選定	1
2.3.2	離岸堤	1
2.3.3	人工リーフ（潜堤を含む）	1
2.3.4	突堤（ヘッドランド含む）	1
2.4	養浜	2
第3節	高潮対策施設	2
3.1	総説	2
3.2	堤防・護岸と消波施設の分担	2
3.3	堤防・護岸	2
3.3.1	堤防・護岸の型式	2
3.3.2	堤防・護岸の法線	2
3.3.3	堤防・護岸の表のり勾配	2
3.3.4	高潮に対する必要高	2
3.3.5	余裕高	3
3.3.6	計画堤防・護岸高	3
3.4	消波施設	3
3.4.1	消波施設の形式	3
3.4.2	離岸堤	3
3.4.3	人工リーフ（潜堤を含む）	3
3.4.4	消波工	3
第4節	津波対策施設	3
4.1	総説	3
4.2	堤防・護岸と津波防波堤の分担	4
4.3	津波に対する必要高	4
4.4	津波防波堤	4

第4章 海岸保全施設配置計画

第1節 総説

<標準>

海岸保全施設配置計画は、海岸保全計画における海岸保全施設の種類、規模及び配置を定めることを基本とする。

海岸保全施設配置計画は、海岸防護、海岸環境の整備、保全及び公衆の海岸の適正な利用の3つの目的に適合したものであることを基本とする。

海岸保全施設配置計画においては、河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理の観点を踏まえ、沿岸漂砂の連続性等を考慮するとともに、砂浜の有する防護、環境、利用の機能を十分に生かすことを基本とする。

第2節 侵食対策施設等

2. 1 総説

<標準>

侵食対策施設等配置計画においては、計画海浜形状の諸元を確保し、計画海浜形状の諸元を長期的に維持するため、漂砂制御施設と養浜の分担を決定し、漂砂制御施設が所要の漂砂制御性能を発揮するための基本的な条件を決定することを基本とする。

2. 2 漂砂制御施設と養浜の分担

<標準>

漂砂制御施設と養浜の分担は、沿岸漂砂の不連続・変化を是正若しくは緩和するための対策を講じた上で、経済性、保全される海岸の環境・利用特性、消波効果、実現性等を考慮し設定することを基本とする。

2. 3 漂砂制御施設

2. 3. 1 施設の選定

<標準>

漂砂制御施設の選定は、必要とする漂砂制御性能、海岸環境・海岸利用への影響、経済性、施工性等を考慮して決定することを基本とする。

2. 3. 2 離岸堤

<標準>

離岸堤の平面配置、天端高及び型式は、養浜を考慮して計画海浜形状の諸元が維持されるように計画することを基本とする。

離岸堤は、海岸環境、海岸利用に配慮して計画することを基本とする。

2. 3. 3 人工リーフ（潜堤を含む）

<標準>

人工リーフの平面配置、天端水深及び型式は、養浜を考慮して計画海浜形状の諸元が維持されるように計画することを基本とする。

人工リーフは、海岸環境、海岸利用への影響を考慮して計画することを基本とする。

2. 3. 4 突堤（ヘッドランド含む）

<標準>

突堤の平面配置、天端高及び型式は、養浜を考慮して計画海浜形状の諸元が維持されるよう

に計画することを基本とする。

突堤は、海岸環境、海岸利用に配慮して計画することを基本とする。

2. 4 養浜

<標準>

養浜は、計画海浜形状の諸元を確保するために必要な（静的）養浜と、漂砂制御施設の効果を考慮して計画海浜形状の諸元を維持するための（動的）養浜を計画することを基本とする。

養浜は、海岸の防御、環境、利用への影響を考慮して計画することを基本とする。

第3節 高潮対策施設

3. 1 総説

<標準>

高潮対策施設配置計画においては、堤防・護岸と消波施設の分担を決定するとともに、堤防・護岸や消波施設が所要の防護機能を発揮するための基本的な条件を決定することを基本とする。

3. 2 堤防・護岸と消波施設の分担

<標準>

堤防・護岸と消波施設の分担は、安全性、経済性、施工性、背後地への影響、海域への影響、海浜への影響、隣接海岸の状況を考慮し設定することを基本とする。

3. 3 堤防・護岸

3. 3. 1 堤防・護岸の型式

<標準>

堤防・護岸の型式の選定に当たっては、所定の機能が発揮されるよう、水理条件、基礎地盤の条件、堤体土砂の確保の難易、用地取得の難易、海浜の利用、施工条件等を考慮することを基本とする。

3. 3. 2 堤防・護岸の法線

<標準>

法線の決定に当たっては、所定の機能が発揮されるよう、波の収れん、地形・地質・潮位等を考慮した施工条件、近傍の土地利用状況、竣工後の維持管理、水防、内水排除、海浜の利用、隣接構造物との関係、海浜地形への影響を考慮することを基本とする。また、海浜の地形に沿った滑らかな形状とすることを基本とする。

3. 3. 3 堤防・護岸の表のり勾配

<標準>

表のり勾配は、堤防・護岸の型式の決定に伴い、堤体の安定性、水理条件、海浜の利用状況、土質、地形条件等を考慮して設定することを基本とする。

3. 3. 4 高潮に対する必要高

<標準>

高潮に対する必要高は、計画潮位と計画波浪に対する必要高の和とすることを基本とする。
計画波浪に対する必要高は、計画海浜形状の諸元を有する海浜に計画潮位以下の潮位、計画波浪以下の波浪が作用した時のうちあげ高または許容量以下の越波量から求まる必要な高さ

を、消波施設の効果を考慮して求め、適切に定めることを基本とする。

3. 3. 5 余裕高

<標準>

堤防・護岸には、必要に応じて余裕高を設けることを基本とする。

3. 3. 6 計画堤防・護岸高

<標準>

計画堤防・護岸高は高潮に対する必要高を前提として設定することを基本とする。

計画堤防・護岸高は、経済性、背後地の土地利用状況、海岸利用状況、隣接の堤防・護岸高などを考慮して定めることを基本とする。

3. 4 消波施設

3. 4. 1 消波施設の形式

<標準>

消波施設は、必要とする消波効果、海岸環境（海岸景観を含む）・海岸利用への影響、経済性、施工性等を考慮して選定することを基本とする。

3. 4. 2 離岸堤

<標準>

離岸堤の平面配置、天端高及び型式は、計画海浜形状の諸元を有する海浜に計画潮位、計画波浪が作用したとき、所要の消波効果が確保されるように決定することを基本とする。

離岸堤は、汀線の変形、流況、海岸環境、海岸利用への影響を考慮して計画することを基本とする。

3. 4. 3 人工リーフ（潜堤を含む）

<標準>

人工リーフの平面配置、天端水深及び型式は、計画海浜形状の諸元を有する海浜に計画潮位、計画波浪が作用したとき、所要の消波効果が確保されるように決定することを基本とする。

人工リーフは、流況、汀線の変動、海岸環境、海岸利用への影響を考慮して計画することを基本とする。

3. 4. 4 消波工

<標準>

消波工の断面は、計画海浜形状の諸元を有する海浜に計画潮位、計画波浪が作用したとき、所要の消波効果が確保されるように決定することを基本とする。

消波工は、海岸環境、海岸利用への影響を考慮して計画することを基本とする。

第4節 津波対策施設

4. 1 総説

<標準>

津波対策施設配置計画においては、海岸環境、海岸利用に配慮しつつ、堤防・護岸と津波防波堤の分担を決定するとともに、堤防・護岸や津波防波堤が所要の防護性能を発揮するための基本的な条件を決定することを基本とする。

4. 2 堤防・護岸と津波防波堤の分担

<標準>

堤防・護岸と津波防波堤の分担は、安全性、経済性、施工性、背後地への影響、海域への影響、海浜への影響、隣接海岸の状況を考慮し設定することを基本とする。

4. 3 津波に対する必要高

<標準>

津波に対する必要高は、計画海浜形状の諸元を有する海浜に計画津波が作用したときの水位を、津波防波堤の効果を考慮して求め、適切に設定することを基本とする。

4. 4 津波防波堤

<標準>

津波防波堤の法線、開口部の水深及び幅、型式は、計画津波が作用したとき、所要の消波効果が確保されるように決定することを基本とする。